

清流

第一回 学校運営協議会

先日、土曜授業が行われた6月18日に、本年度の第一回学校運営協議会を開催しました。昨年度発行しました「清流29号 地域とともにある学校」でお伝えしましたように、学校運営協議会とは、「コミュニティ・スクール」の取組の中心であり、「学校運営協議会」を設置した学校は「コミュニティ・スクール」と呼ぶことができるのです。

先日の運営協議会では、16名(3名欠席)の委員の方々(裏面に委員名簿を掲載)に委嘱状をお渡しした後、会長と副会長の選出を行い、協議に入りました。協議では、規約の改正と確認が行われた後、私が学校経営方針を説明し、質疑を行いました。そして、本校の本年度の学校経営方針を「承認」していただきました。実際には、本校が取り組んでいるのは「熊本版コミュニティ・スクール」ですので、「承認」ではなく「周知と共有」でよいのですが、私の考えで「承認」していただく形をとりました。(このことについて、詳しい説明をすると紙面が足りませんので省きます。)

それは、「コミュニティ・スクール」の大きな目的が、地域や保護者の方々に学校運営に参画していただくことだからです。校長が考えた学校経営方針を委員の方々に「承認していただく」ということは、まさにそのメンバーの方々に学校運営に参画していただくことになるのです。

そして、ここからが重要な部分ですが、その委員の方々は、学校運営に直接参画していただく地域や保護者の方々の代表です。ですから委員の方々には、今後、「年間を通じて、地域の声を聞いたり、学校行事等に参加したりする中で学校・地域・家庭での子どもの様子について情報収集を行う」(甲佐小学校運営協議会規約 第7条の2)ことをお願いしております。そして、その内容を今後の学校運営協議会に持ち寄っていただき、学校運営に生かしていくことになるのです。このプロセスにより、委員以外の多くの地域や保護者の方々が学校運営に参画していただくことになるのです。裏面に委員の方々の名簿を掲載させていただいたのは、保護者の方々が委員の方々に意見や要望を伝えやすくするためでもあるのです。今後、学校運営への意見や要望等がおありになる場合、もちろん直接お伝えいただいてもよいのですが、委員の方々にお伝えいただくことで、その事が協議会の議題として取り上げられることが可能となるのです。(本年度は、まだ取り組み始めたばかりなので、協議会の開催はあと2回しか予定しておりませんが、来年度以降は回数を増やしていく予定です。)

以前も書きましたが、もう一つポイントとなるのは、「学校運営協議会」と、保護者や地域の方々に学校教育を支援していただくというシステムである「学校応援団」の活動を連動させていくという点です。「学校運営協議会」では、学校教育に対して、様々な意見や要望を出していただきますが、それは、単なる意見や要望ではなく、それに対して、保護者や地域はどのような支援や援助ができるかという視点をおもいだしながら出していただくものになるということです。甲佐小学校運営協議会規約 第7条の3には「協議会委員は、保護者・地域による各団体等において、学校応援団として地域人材を探したり、学校行事への参加を促したりなどの協力を行う。」との文面があります。

コミュニティ・スクールとは、このように、学校としては、意見や要望をいただき、謙虚にそれを受け止め努力を求められることにはなりますが、それと同時に、学校への大きな支援や援助をいただけるというシステムなのです。

「地域とともにある学校」として、子どもたちの教育を地域とともに推進していくことはもちろん、この取り組みをきっかけに、甲佐小が甲佐町の活性化にまで寄与していけるよう、しっかりと推進していきたいと思っております。